

報告第17号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月18日提出

石垣市長 中山 義隆

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和5年12月12日

石垣市長 中山 義 隆

理 由

公用車での接触・物損事故に係る損害賠償の請求について、損害賠償の額を定める必要がある。しかしながら、本来は速やかに専決処分すべき案件であったが、事務手続きに不備があったことが判明したため、上記の期日で地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分する。

【別紙】

専決処分の概要

- 1 事 故 名 : 公用車での接触・物損事故
- 2 当 事 者 : 石垣市字平得58番地6
住宅情報センター株式会社 アパマンショップ石垣島店
- 3 事故発生年月日 : 令和5年4月26日
- 4 事故発生場所 : 石垣市美崎町10番地8のオフィスビル前
- 5 事 故 内 容 : 移動図書館（公用車）で石垣市美崎町の道路を走行中、建物の壁面塗装のために建てられた足場の骨組みの一部が車道側に出ていることに気づかず接触し、オフィスビルに入っている店舗のネオン看板2灯が破損した。
看板について、建物の管理会社である住宅情報センター株式会社 アパマンショップ石垣島店に依頼し、看板製作事業者から見積書を徴取したところ、2灯とも取替作業が必要となることだった。なお、徴取した見積書のうち、1件目のアスカ工芸分が198,000円、2件目の株式会社ブレイング分が16,280円であった。
石垣市立図書館が加入する全国市有物件災害共済会に事故速報を提出したところ、全額保険対象との回答をいただいた。
住宅情報センター株式会社 アパマンショップ石垣島店と交渉の結果、看板の代金を支払ってもらえるのならば示談する旨の申し出があった。
- 6 専決処分する内容 : 住宅情報センター株式会社 アパマンショップ石垣島店が指定する2者に対し、「全国市有物件災害共済会」より下記の金額を支払う。
アスカ工芸 198,000円
株式会社ブレイング 16,280円